

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例

平成19年12月21日条例第68号

改正 平成21年3月31日条例第15号

[北海道条例の整備に関する条例第80条による改正]

目次

第1章 総則 (第1条―第4条)

第2章 基本的施策 (第5条―第12条)

第3章 助成の措置 (第13条―第15条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、産業構造の高度化による自立型経済構造への転換を図るため、企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関し、道の責務及び事業者等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を一体的かつ相乗的に推進し、もって北海道の経済の活性化及び雇用の機会の創出に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自立型経済構造への転換 民間需要の増大により、公的需要への依存度が低下し、民間が主導的な役割を担う経済構造となることをいう。
- (2) 企業立地 事業者が、その事業の用に供する工場、事業場その他の施設を道内に新設し、又は増設することをいう。
- (3) 経営の革新 新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。
- (4) 産業技術開発 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の技術（新規性を有するものに限る。）に関する研究開発をいう。
- (5) 産学官 事業者、大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校その他の研究機関をいう。次条第2項において同じ。）並びに国、道及び市町村をいう。

(道の責務)

第3条 道は、企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する基本的な施策を策定し、及び一体的かつ相乗的に実施する責務を有する。

2 道は、前項の施策を推進するに当たっては、道立試験研究機関の研究開発及び技術支援を積極的に活用するほか、国、市町村、大学等、事業者、産業に関する団体その他の関係機関と緊密な連携を図るものとする。

(事業者等の役割)

第4条 事業者は、優れた商品の生産若しくは販売又は役務の提供に必要な設備、人材、技術等の投資活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、自らの経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）の優位性を生かしながら、持続的に経営の革新及び国内外における商品の販路又は役務の提供範囲の拡大を図るよう努めるものとする。

3 商工会議所、商工会その他の産業に関する団体は、道と連携し、企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に貢献するよう努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

(施策の基本方針)

第5条 道は、産業構造の高度化による自立型経済構造への転換を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する施策を一体的かつ相乗的に推進するものとする。

- (1) 高い経済的効果を及ぼす産業の発展を図ること。
- (2) 成長発展が期待される産業の創出及び発展を図ること。
- (3) 地域の特性に応じた産業の発展を図ること。
- (4) 商品又は役務の付加価値の向上を目指す中小企業の育成を図ること。

(企業立地及び道内の中小企業の取引参入の一体的促進)

第6条 道は、企業立地を促進するため、高い経済的効果を及ぼす産業、成長発展が期待される産業及び地域の特性に応じた産業の分野（以下「特定産業分野」という。）を重点的に、企業立地に関する情報の収集及び提供、企業立地に必要な資金の調達の手続き化その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、道内の中小企業が企業立地をした事業者との取引に参入することを促進するため、道内の中小企業の研究開発能力及び価格競争力の強化、生産工程の効率化並びに情報技術の利活用による生産性の向上の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第7条 道は、事業者の事業活動を担う人材の育成及び確保を図るため、産業教

育の実施、事業者の需要に対応した職業能力の開発、道外からの人材の誘致その他の必要な措置を講ずるものとする。

(中小企業の経営の革新及び産業技術開発の促進)

第8条 道は、中小企業の経営の革新及び産業技術開発を促進するため、特定産業分野を重点的に、新商品又は新役務の開発の促進、商品の新たな生産若しくは販売の方式又は役務の新たな提供の方式の導入の促進、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の技術に関する研究開発の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(中小企業の国内外における販路等の拡大)

第9条 道は、中小企業の国内外における商品の販路又は役務の提供範囲の拡大を図るため、国内外における市場の開拓及び受注機会の拡大の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(創業等の促進)

第10条 道は、創業並びに新たな事業及び産業の創出（以下「創業等」という。）を促進するため、特定産業分野を重点的に、創業等に関する情報の提供及び研修の実施、創業等に必要な資金の調達の円滑化、産業技術開発の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(産学官及び産業間の連携の促進)

第11条 道は、創業等及び産業技術開発を促進するため、特定産業分野を重点的に、産学官及び産業間の連携による研究開発及び事業化の促進、産学官及び産業間の多様な交流の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第12条 道は、企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 助成の措置

(企業立地を促進するための助成の措置)

第13条 道は、企業立地を促進するため、道内に工場、事業場その他の施設であって規則で定めるものの新設又は増設（規則で定める新設又は増設に限る。）をしようとする者に対し、規則で定めるところにより、予算の範囲内において、補助金の交付その他の助成の措置を講ずることができる。

2 前項に規定する助成の措置は、次に掲げる事項を旨として実施するものとする。

- (1) 特定産業分野を重点的に支援すること。
- (2) 産業基盤が整備された地域への企業立地を促進する等産業集積（自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において同種の事業又はこれと関連

性が高い事業を相当数の者が有機的に連携しつつ行っている場合の当該事業者の集積をいう。)の効果を高めるよう努めること。

(3) 市町村と連携し、地域の主体的な取組の支援に努めること。

(中小企業の競争力の強化を図るための助成の措置)

第14条 道は、中小企業の競争力の強化を図るため、新たな事業分野への進出、市場の開拓等を図るために行う事業であって規則で定めるものを行う者に対し、規則で定めるところにより、予算の範囲内において、補助金の交付その他の助成の措置を講ずることができる。

2 前項に規定する助成の措置は、次に掲げる事項を旨として実施するものとする。

(1) 特定産業分野を重点的に支援すること。

(2) 優れた事業計画に基づき新たな事業分野への進出又は市場の開拓を図る等積極的な経営を行う中小企業の育成に努めること。

(規則への委任)

第15条 この章に規定する助成の措置に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 北海道創造的中小企業育成条例（昭和61年北海道条例第30号）

(2) 北海道企業立地促進条例（平成9年北海道条例第29号）

3 前項第1号の規定による北海道創造的中小企業育成条例の廃止に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

4 この条例の施行の際現に附則第2項第2号の規定による廃止前の北海道企業立地促進条例第3条第1項の規定により指定を受けている者の当該指定及び当該指定に係る助成の措置については、なお従前の例による。

5 知事は、平成23年4月1日を経過したとき及び同日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成21年3月31日条例第15号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）